

「ふくい若者ステーション」認定要項

1 目的

若者の交流や活動の拠点となる場所を「ふくい若者ステーション」として認定し、その活動内容や場所を広く周知広報することにより、意欲ある若者の交流や繋がりを促進し、新たな地域活動を創出する。

2 認定項目

- (1) 場所名（施設の全体または一部）
- (2) 運営者名（個人、法人または団体）

3 認定主体

ふくい若者フォーラム（以下「フォーラム」という。）

4 定義

この要項において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 若者 18歳（高校生を除く）から39歳までの年齢の方
- (2) 交流イベント 交流会、講演会、研修会、ワークショップ等企画を通して参加した若者が相互に交流を図ったり、地域づくりへの参画意識の向上を図ることを目的としたイベント

5 認定要件

ふくい若者ステーションは以下の（1）～（5）の全ての要件を満たす場所とする。

- (1) 若者を主たる対象とした交流イベントを継続的に開催している（もしくは開催を予定している）場所、または若者が交流や活動を行うために無料あるいは安価で利用できる場所
- (2) 運営者が管理（所有、賃貸等）している場所、または所有（管理）者の承諾を得ている場所、もしくは公共施設等一般に利用許可を受ければ使用できる場所
- (3) 交流イベントを開催する場合には、ホームページを利用した広報等により広く参加者を募るなど、利用者が特定のグループ等に限定されておらず、新たな参加者が交流や活動に参加できる場所
- (4) 特定の政党、宗教、思想の普及を目的としたものでないこと
- (5) 各種法令を遵守していること

6 認定方法

- (1) ふくい若者ステーションの認定を希望するものは、ふくい若者ステーション認定申込書（様式第1号）と関係書類を添えて、フォーラムに提出すること。
- (2) フォーラムは（1）の申込書受理後、認定要件に合致するか否かについて書類選考、申込者へのヒアリングおよび活動場所の現地確認等を行い、認定の可否について決定する。

7 支援内容

ふくい若者ステーションに対し、フォーラムは次の（１）～（５）の支援を行う。

- （１）フォーラムが管理する SNS（Instagram 等）における広報
- （２）ふくい若者ステーションであることを明示するステッカーおよび小型卓上サイン看板の寄与
- （３）その他

8 フォーラムおよび福井県若者活動支援事業への協力

- （１）ふくい若者ステーションの運営者は、フォーラムが開催するふくい若者ステーション交流会やふくい若者ミライ会議に可能な限り参加し、意見発表や情報交換を行うこと。
- （２）ふくい若者ステーションの運営者に対し、フォーラムまたは県から交流イベントの開催状況や参加人数等を照会する場合や資料提供を求める場合には協力すること。
- （３）福井県が若者活動の支援のため、ふくい若者ステーションにイベント広報への協力等を行う場合には協力すること。

9 認定期間

認定日から当該認定日の属する年度の末日までとする。

ただし、認定期間末日までに、ふくい若者ステーション運営者またはフォーラムが特段の意思表示をしない場合は、１年間認定期間が延長されたものとみなし、以後、同様とする。

なお、認定要件を満たさなくなった場合にはフォーラムが認定を取り消すことがある。

10 申込書・問合せ提出先

ふくい若者フォーラム（事務局：福井県未来創造部県民協働課）

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL 0776-20-0237 FAX 0776-20-0632

メール kenmin-kyodo@pref.fukui.lg.jp

ホームページ <https://www.fukuifyforum.com/>

11 その他

この要項に定めるもののほか、ふくい若者ステーションの認定に関し必要な事項は、フォーラムが定める。

附 則

この要項は、令和元年8月7日から施行する。

この要項は、令和5年5月22日から改定する。